

## 保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行にともない、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診断を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

# 治癒報告書

長野県坂城高等学校長 様

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番

\_\_\_\_\_生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告致します。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	_____年 _____月 _____日
受診した医療機関名	
医師より療養が必要とされた期間	_____年 _____月 _____日 _____まで

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_保護者氏名

\_\_\_\_\_印